銃砲刀剣類所持等取締法第11条第5項に基づく猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消しに係る処分基準新旧対照表(案)

(改正部分は、下線部分である。)

旧

処分基準

令和2年1月10日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第11条第5項

処 分 の 概 要:猟銃又は空気銃の所持許可の

取消し

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号(許可)、同第11条第5項

処 分 基 準:

当該<u>銃砲</u>を許可に係る用途に供していないこと につき、許可者に起因しないやむを得ない理由が 認められる場合等を除き、許可を取り消すものと する。

問 合 せ 先:住所地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177

備 考:

新

処分基準

<u></u>令和●年●月●日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第11条第5項

処分の概要:猟銃<u>若しくは空気銃又はクロ</u>スボウの所持許可の取消し

2/4/2 0//N EL 2/0/4X EL

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号(許可)、第11条第5項

処 分 基 準:

当該<u>銃砲等</u>を許可に係る用途に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、許可を取り消すものとする。

問 合 せ 先:住所地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177

備 考: